

令和8年（フ）第144号

島根県松江市春日町150番地5 テイクオフ2-201

債務者 二又 真美

- 1 決定年月日時 令和8年9月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで  
松江地方裁判所民事部

令和8年（フ）第160号

富山市秋吉181番地4 アクアホーム富山秋吉117、前住所富山市婦中町速星737番地2  
ルール速星106号

債務者 埋樋 恵子

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月11日まで  
富山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第446号

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼15番地7  
シャルム菊陽 601号

債務者 下田 智帆

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月11日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第448号

熊本県宇城市豊野町安見2400番地

債務者 渡邊 秀喜

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月11日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第502号

熊本市東区長嶺東6丁目12番5号

債務者 宮村 珠恵

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月11日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第108号

栃木県佐野市富岡町62番地10 フローラルハイツ102号室

債務者 岩井田伊代

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月12日まで  
宇都宮地方裁判所足利支部

令和8年（フ）第189号

神奈川県横須賀市岩戸3丁目23番13号

債務者 會津 春菜

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月16日まで  
横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第51号

熊本県水俣市平町1丁目1番7号、前住所熊本県水俣市丸島町1丁目11番28号

債務者 梶谷百合加

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月16日まで  
熊本地方裁判所八代支部

令和8年（フ）第436号

神奈川県平塚市松風町1番42号 メゾン松風201号

債務者 下田未由己

- 1 決定年月日時 令和8年9月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第481号

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原46番地 アレンジメントケア箱根仙石原

債務者 中村 昇

- 1 決定年月日時 令和8年9月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第874号

広島県大竹市西栄3丁目20番3号

債務者 古川 和恵

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月18日まで  
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第82号

山口市湯田温泉4丁目2番25-603号

債務者 上西賢志郎

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月4日まで  
山口地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第88号

山口県防府市東仁井令町21番23号 エクセレントハイツD101

債務者 杉原 雅子

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月4日まで  
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

令和7年（フ）第3888号

千葉県船橋市三山1丁目8-11-304、開始決定時の住所東京都大田区大森西2丁目11-10 コリピングハウス平和島Ⅱ 203

破産者 堀越鯨次郎

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第5885号

大阪府寝屋川市香里本通町19-9

破産者 吉原 浩一

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第6207号

大阪府大阪市福島区福島8丁目8番3号 ランドマーク福島602

破産者 東京コンテンツプロデューサーズ・ラボ株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1264号

東京都葛飾区亀有3丁目55番8号 岩葉ハイツ202

破産者 株式会社粋

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部